

業務委託成績評定要領改定に関するQ & A

令和元年6月

質問及び回答	
1	<p>質問 今後、建築関係建設コンサルタントや補償コンサルタント業務について、改定等の予定はあるか。</p> <p>回答 補償コンサルタントに関する業務については、用地調査等業務に分類され、今回改定を行っています。建築関係設計コンサルタントに関する業務については、建築設計業務に分類され、改定については現時点では未定です。</p>
2	<p>質問 成績評定表は、何にどのように活用するのか。</p> <p>回答 改正品確法に基づく業務委託の適正な履行及び成果品の品質確保に繋げるため、企業や技術者の指導育成に活用します。</p>
3	<p>質問 令和元年7月1日から行う試行について、対象業務は検査を受ける全ての業務か。</p> <p>回答 改定後の成績評定要領等の適用対象は、令和元年7月1日以降技術検査を実施する全ての業務委託(委託料の額(税込み)が100万円以上)とします。</p>
4	<p>質問 令和元年7月1日から行う試行について、試行の方法は、どのような方法か。(従来と改定の2種類で実施する方法、改定のみで実施する方法)</p> <p>回答 令和元年7月1日以降は、全ての業務の技術検査において、改定後の成績評定要領を適用します。(従来の成績評定要領等は廃止します。)</p>
5	<p>質問 令和元年7月1日から行う試行について、試行の結果、成績評定表は受注者に開示されるか。</p> <p>回答 試行期間中の評定結果については、従来どおり受注者へ通知します。</p>
6	<p>質問 令和元年7月1日から行う試行について、試行の対象となった場合、事前に担当者等から通知されるか。</p> <p>回答 令和元年7月1日以降に技術検査を実施する全ての業務委託(委託料の額(税込み)が100万円以上)を試行対象としています。従いまして、担当者等からの通知は行いません。</p>
7	<p>質問 基礎点の設定により、「当然履行すべき項目を評価対象から削除」とありますが、その項目を測量業務、地質調査業務、調査業務・計画業務、設計業務それぞれ教えて頂きたい。</p> <p>回答 今回の改定により、基礎点として整理し評価対象外としたのは、各業務共通で「業務(調査)計画書に必要事項が記載されていた。」「当該作業(業務)の目的、内容が理解されていた。」「作業(業務)項目は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足していた。」など受注者が当然履行すべき項目です。</p>
8	<p>質問 基礎点からの減点について、測量業務、地質調査業務、調査業務・計画業務、設計業務ごとの減点の評価点を教えて頂きたい。</p> <p>回答 減点については、「事故等による減点」、「瑕疵補修及び損害賠償による減点」について、山口県業務委託成績評定審査基準(土木工事関係)の「3 審査基準」の「(3) 事故等による減点」のとおりです。また、審査項目の細別ごとに「監督職員が文書で改善指示を行った場合」や「その指示に従わなかった場合」に減点されます。減点する評価点については、各業務の審査項目の細別ごとに設定している採点表のとおりです。</p>